

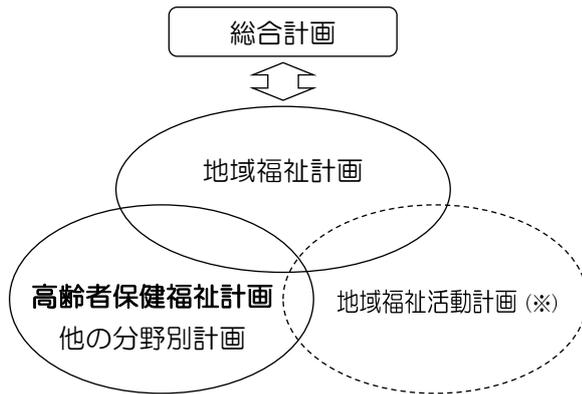
寝屋川市高齢者保健福祉計画（2024～2026）素案の概要

○ 計画策定の趣旨

- ・平成27年から令和7年を目途として、中長期的な視点で取り組んできた「地域包括ケア」の仕組みづくりを、これまでの成果を活かし、さらに深化、推進するとともに、「地域共生社会」や「健康寿命の延伸」をめざす取組などとも連動し、シルバー世代が元気にいきいきと暮らせるまちづくりを支える高齢者保健福祉の充実を効果的に進めることを目指して策定します。

○ 位置づけ

- ・老人福祉法（第20条の8）と介護保険法（第117条）に基づき、老人福祉計画と介護保険事業計画とを一体的に、国の基本指針や府の指針をふまえて策定します。
- ・「総合計画」、「地域福祉計画」、「地域福祉活動計画」や、シルバー世代の生活に関係する分野別計画等とも整合性をもたせて策定し、関連づけて推進します。



○ 期間

- ・シルバー世代の人口がピークを迎える2040年（令和22年）に向けた中長期的な視点をふまえて、介護保険法の規定に基づき、令和6年度から8年度までの3年間の計画として策定します。



○ 策定方法

- ・市民のニーズや意見を反映した計画とするため、高齢者保健福祉に関わる市民・団体・事業者・関係機関の代表者等で構成する「寝屋川市高齢者保健福祉計画推進委員会」で意見交換を行い、計画素案を作成します。また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査等を実施して生活や介護の実態とニーズを把握し、計画推進委員会での検討に反映します。
- ・計画素案に対するパブリック・コメントを通じて、広く市民から聴取した意見を反映します。

○ 推進方法

- ・「寝屋川市高齢者保健福祉計画推進委員会」で推進にかかる協議や進捗管理を実施し、取組等の実績の把握と分析を行います。その結果を市のホームページ等を通じて公表し、市民・団体・事業者・関係機関等と協働して、事業や活動を実施します。
- ・市は「重点的に取り組む事項」を計画全体の取組を先導する事業として実施するとともに、「目標を実現するための取組」に基づいて各事業を推進します。

○ 日常生活圏域の設定

- ・日常生活圏域は引き続きコミュニティセンターエリアとし、各圏域に2か所ずつ設置した地域包括支援センターが地域と連携し、きめ細かく支援を行います。

○ 計画の構成

第1章 計画の策定にあたって		
1. 計画策定の趣旨	2. 位置づけ	3. 期間
4. 策定方法	5. 推進方法	6. 日常生活圏域の設定

第2章 高齢者保健福祉の推進方策		
1. 基本理念		
地域みんなで支えあい、元気にいきいきと暮らすまちの実現 ～ 地域包括ケアの深化と広がりをめざして ～		
2. すべての取組で大切に考える考え方		
(1) シルバー世代の「自立」と「権利」を尊重します (2) 多様な人の多様な“困りごと”を見つけ、支えます (3) さまざまな立場の人や組織が力をあわせて取り組みます		
3. 基本目標		
(1) 一人ひとりが“自分らしく” 元気にいきいき暮らす	(2) 生活や介護をニーズに応じて しっかり支える	(3) 「地域共生社会」の視点で 地域包括ケアを推進する
4. 目標を実現するための取組		
(1) 一人ひとりが“自分らしく” 元気にいきいき暮らす	(2) 生活や介護をニーズに応じて しっかり支える	(3) 「地域共生社会」の視点で 地域包括ケアを推進する
①情報の発信と取得・活用の支援 ②地域活動・社会活動の推進 ③多様な就労や有償活動などへの支援 ④健康づくりと介護予防・重度化防止、認知症予防への支援 ⑤権利擁護の支援	①“困りごと”に気づき、支援につなぐ取組 ②相談窓口とネットワークの充実 ③日常生活を支援するサービスや活動等の充実 ④介護を支援するサービスや活動の充実 ⑤認知症の人への支援の充実 ⑥介護者への支援の充実 ⑦支援の質を高める取組	①「地域共生社会」をめざすネットワークの充実 ②在宅医療・介護連携の充実 ③地域包括ケアの担い手づくり ④つながり支えあう地域づくり ⑤安全・安心なまちづくり ⑥バリアのないまちづくり
5. 重点的に取り組む事項		
(1) 地域包括ケアシステムの充実・強化 (2) 介護予防・重度化防止と認知症の予防・支援の充実 (3) 元気でいきいきと活躍する場と参加支援の充実		

第3章 介護保険サービス等の推計と介護保険料	
1. 被保険者数と要介護認定者数の推計	2. 介護保険サービスの見込量の推計
3. 地域支援事業の見込量の推計	4. 介護保険事業費等の推計
5. 介護保険料の設定	